

「色」と「血」の政治学：

遺伝子なき「遺伝言説」と『至上の義務』

福井崇史

1 「人種」と遺伝学

“Race,” Writing, and Difference と題された 1984 年の論集の中で、トドロフ [Tzvetan Todorov] は “[...] it is with good cause that the word “race” was placed in quotes in the title of this issue: “races” do not exist.” (371) と述べる。というのも、「人種」について語ろうとする際、皮膚、血液型、遺伝子、骨格構造等、何についての分析を基盤とするかにより、人間の種類のそれぞれ全く異なった区分法が得られてしまうためだ (370-71)。

「人種」の非存在性、またはそれが科学的根拠のない概念に過ぎないことを主張するこの見解は、近年の遺伝学に裏書きされてもいる。人間の遺伝子におけるヴァリエーションの 80%以上が「人種」内でみられるのに対し、「人種」間では 7%に過ぎないことなどは、既に 1991 年にハーヴァード大の遺伝学者ルウォンティン [Richard Lewontin] が *Biology as Ideology* において指摘しているが、ナオミ・ザック [Naomi Zack] はその著書 *Philosophy of Science and Race* (2002 年) において、集団遺伝学や伝達遺伝学などの観点から「人種」概念に科学的基盤が欠如していることを論じている。同書は、ヒトゲノム研究者クレイグ・ヴェンター [J. Craig Venter] の以下の言葉を引用している。“Race is a social concept, not a scientific one. We all evolved in the last 100,000 years from the same small number of tribes that migrated out of Africa and colonized the world.” (68) このように、「人種」は（少なくとも「自然界」には）存在しないという主張は、もはや異端的な思想ではない。

しかしザックやヴェンターらが科学的に主張するのは反対の内容を、彼/女らと同じく「遺伝」という道具を用いて「科学的」に主張する言説が、19 世紀末アメリカに一定の範囲内で流通していた。本論はその言説内容を素描し、ならびにそれが同時代に生産された小説テキストであるウィリアム・ディーン・ハウエルズ [William Dean Howells] の『至上の義務』 [*An Imperative Duty*] (1891 年) といかに関係し、テキスト内でいかに利用されたかを、先行研究の問題点を指摘しつつ検

証する試みである。そこでまずは、問題となる言説が発生する前史を辿ることから始めたい。

2 「色」から「血」へ

19世紀末のアメリカにおいて「有色人」が抑圧・搾取の対象であった、という命題には、「有色人」の内部にも諸々の差異は存在したはずだという以外に訂正や異論を差し挟む余地はないように思われる。帝国主義的拡張により抑圧・搾取の対象が更に増大する時代の到来を目前に控え、抑圧する側すなわち「有色」ではない人々は、しかしある「問題」の顕在化にも直面していた。すなわち、「有色でない有色人」の出現に、である。

何故それは「問題」となったのか。世紀の半ば頃から骨相学や観相学、人体計測学などが「科学」の分野で広範な流通をみたことが示すように、19世紀アメリカでは外見を「見る」ことで人間の内面についての情報を得ようとする身振りは一定の「科学的」権威をもちえていた。しかし文学テキストや雑誌記事内で盛んに「全く白人と見分けがつかない」と論じられる「有色」でない「混血」の「有色人」を前にして、外見から知識を得るという手段の、こと「人種」に関する情報を収集する上での有効性が決定的に消失してしまったのだ。そこでそれに代わり「血」を「人種」と同一視する視点が、一滴でも「有色人」の血が入っていればその人間は「有色人」とであると法的に規定する所謂“one-drop rule”が出現するに至ったことは、つとに知られる通りである。¹

「純粋な / 純血の有色人」が存在するという幻想を前提としたこの「血の掟」は、男女の性的結合が媒介するのは精子であって血ではないことを想起するまでもなく、隠喩的な「ルール」である。視覚ではなく、隠喩から生み出されたに過ぎないこのルールに「白人」たちが頼らざるをえなくなった状況を、法的記録に辿ることができる。1876年のミシシッピ最高裁判所では「有色人」は“brought to [the jurors'] attention of proof by ocular demonstration [...]”とされ、同年のノースキャロライナの裁判でも“[t]he eyes of the members of the jury must be presumed to be as good as those of medical men.” (Gross 137) という前提があった。しかしその10年後のミシガンでの裁判では、“[t]here are white men as dark as mulattoes, and there are pure-blooded albino Africans as white as the whitest Saxons.” (Harris 1740) と考えられており、「人種」区分の基準としての視覚の有効性は既に疑問視されている。そしてこのルールに呼応するように「色」または視覚を脱・権威化しようとした動きは、法廷内でだけ見られたのではない。ハーヴァード大の古生物学者、牧師、

更にはフレデリック・ダグラスに至るまで、様々な人物が口々に「色」や「見た目」が「人種」の指標にならないことをこの時期に公言していた。²

経済的・性的搾取の対象を確保するという明白な政治的意図をもった、「有色」でない人間の「血」による「有色人」化は、認識の基盤を視覚に置かないという点で骨相学や人体計測学とは明確に一線を画すものである。そこで利用される中で「血」は「人種」の等価物としての法的地位を獲得するに至ったが、しかしそれはあくまで「法的」なものであり、ある人物を法的に「有色人」と断定する基準となる「血」の分量規定が州ごとに違ったという事実 (Hackman 1178) が、その恣意性、ならびにその基準に確固たる科学的根拠が欠如していたことを物語っている。

そうした非-科学的な「法的」根拠を基に、「混血」の人間を「有色人」として語る土壌が形成される中、「有色でない有色人」を中心に据えた小説作品が、ケイブル [George W. Cable] の *Old Creole Days* (1883 年) を端緒として相次いで発表される。息を呑むような美しさを湛えながらも、「黒人」であるがゆえに社会的・経済的な機会を奪われた (専ら女性の) 作中人物に与えられたのは、その「悲劇性」を感傷的に語る道具としての機能のみであることが多かった。が、その感傷性にもかかわらず、リアリズム・自然主義文学の盛期として語られる 1890 年代になってもこの題材の隆盛ぶりに変化はなかった。³ 本論が扱う『至上の義務』も、その潮流の中で生み出されたテキストの一つである。

3 2003 年以前の批評の問題

ここで指摘しておかねばならないのは、『至上の義務』を含む「混血」人物の登場する 19 世紀末小説作品を論じたこれまでの批評は全て致命的な問題を抱えていた、という事実であり、2003 年の *American Literature* 誌上にジュリー・ケアリー・ニーラッド [Julie Cary Nerad] の論文が発表されるまでその問題点が指摘されることもなかった、ということだ。もちろんニーラッド以前の各論も、「混血」人物を扱った作品のもつ多様な側面を理解するのに有益な視座を提供してくれていた。そうした論の豊穡さを認識しつつもそれらが致命的な問題を抱えていると主張する理由は、一点のみである。それらは全て、「有色」でない、「全く白人と見分けがつかない」作中人物を、「血」の上で「黒人」と規定して論を始め、論を閉じている。すなわち、19 世紀の産物であるはずの “one-drop rule” を裏書き、補強してしまっているのである。

19 世紀アメリカ文学批評の世界においてこの「血の掟」が依然息づいていることを指摘・糾弾した先駆的論文であるニーラッド論は、その結論として、「混血」人

物を扱った諸作品が示しているのは “[...] from Reconstruction through the rise of Jim Crow segregation, race sometimes was a matter of choice [...]” (837) ということだと論ずる。この結論自体について、本論は特に疑義を呈する必要性を見出さない。しかし、本論が問題とする言説について省察する必要性を想起させるある表現を、その序論に指摘したい。

「白人」として育てられ、自分の「血」についての知識を得た後に「黒人」であることを選択する人物が南北戦争後の小説作品に多く見られることを指摘する際、ニーラッドはこう記している。“Legally black but corporeally white, these [characters] are initially unaware that their genetic heritage includes a ‘drop’ of black blood.”(814)ここに含まれる“genetic”という語は、単純な疑問を抱かせるのに十分なものである。19世紀末アメリカにおいて、「黒人」の「血」を“genetic”に受け継いでいると認識することは、可能だったのだろうか。当時「遺伝」という現象は、どのように捉えられていたのだろうか。

4 遺伝子なき「遺伝言説」

こうした疑問を抱かざるをえないのは、今日でいう遺伝学と19世紀末当時の遺伝についての考え方が同断であった、とは考え得ない相当の理由があるからである。1865年に報告された所謂「メンデルの法則」は、1900年に独・奥・蘭の学者に「再発見」されるまでは完全といってよいほどに黙殺されており、「遺伝学 [genetics]」という語が造られたのが1905年なら、今日の遺伝学とは切っても切れない概念である「遺伝子 [gene]」という語が造られたのは1909年のことだ。⁴ こうした時系列上の前後関係を想起することなく、19世紀末を論ずる文脈において「遺伝」に言及してしまうことは、軽率の謬りを免れえない。

論じる際の基盤が今日のそれといかに隔絶したものであれ、19世紀末に「遺伝」が「科学」の領域で盛んな議論の対象となっていたことは否定しがたい。ダーウィンが先鞭をつけた議論に関し、1880年代にはその従弟であるゴルトン [Francis Galton] が数冊の研究書を上梓したが、ロンブローゾ [Cesare Lombroso] はそれ以前の1876年から *L'Uomo Delinquente* を始めとする一連の著作で「遺伝」による「生まれながらの犯罪者」について論じていた。そして以下で確認するように、この流れはアメリカにも確実に伝わっている。

しかし、同時代のアメリカの雑誌上に発表された諸論文を一読してそこで目にするのは、実のところ「遺伝」の名のもと⁵に論じられる知的放縦を孕んだ言説に過ぎない。例えば1888年の *Popular Science Monthly* 誌に掲載された “New Facts in

Alcoholic Heredity”と題された論説文において、薬物等の依存症研究者として名を残す著者のクロザーズ [Thomas D. Crothers] はある奇妙な症例を具体例と共に論じ、それが「遺伝」に起因するものと結論付けるが、⁶ 結論を導く際の彼の論法は以下のように極めて心許ないものである。

[. . .] it would be a most reasonable conclusion to infer an origin in heredity, which burst into activity in obedience to some unknown exciting cause. (529 my emphasis)

Undoubtedly, conditions of heredity, unknown at present, control and govern this condition. (534 my emphasis)

また、1895年刊の同誌に掲載された別の著者による文章“Morbid Heredity”が主張するのは、以下のような内容である。“A diabetic patient produces an ataxic son, or a hysterical daughter, or an epileptic child.” (388) “Vice and crime are, furthermore, often hereditary, like insanity.” (390) 解剖学的な根拠が皆無であり専ら思弁的な考察に過ぎないにも関わらず、仮定的譲歩表現を介在させることもなくこうした断定的主張を繰り返すこの文章の著者は、シャルコー [Jean-Martin Charcot] やビネー [Alfred Binet] との共同研究・共著書で知られる神経生理学者のシャルル・フェレ [Charles Féré] である。「遺伝子」も「染色体」も抜きにして繰り返されるこうした大胆な主張を前にすると、この時期における「遺伝」とは、こうした論の書き手がその願望を投影するための都合のよい触媒でしかなかったのではないかと、思えてくる。しかもそれが一定の「科学的」権威を伴う触媒であるとされている点を考えれば、ここで「疑似科学」という言葉を連想したとしてもそれは必然的とさえ言えるだろう。こうした思想系を、ここでは「遺伝学」ではなく「遺伝言説」と呼ぶことにして、更に論を進める。

この言説が、「有色」でない人間の「有色人」化が進行していた19世紀末アメリカで展開されていたことに注意を促したい。「科学」という言葉のもつ権威性が日増しに増大していたこの時期、「色」から「血」へと移行した論点を「科学的」に裏付けようとする流れの中に、「科学的」言説の内でも先端的なものである「遺伝言説」を援用しようとする者がいたとしても不思議はないが、予想に違わず、事実数名の論者がそれを実践している。

その種の雑誌論文は早いところでは1883年にも確認できるが、⁷ 中でも詳細かつ専門的な筆致で「人種」と「遺伝言説」を論じたものとして、1891年 *Harper's* 誌掲載の論“What is Inheritance?”は注目に値する。英国王立協会会員という肩書きをも

つ著者のアンドリュー・ウィルソン [Andrew Wilson] 博士は、論ずる話題の専門性に不慣れな一般文芸誌読者を想定してか、「卵細胞 [the egg]」や「胚細胞 [the germ]」といった用語を導入する際、それらに詳細な解説を加えずにはおかない。しかしその際、ある見過ごしがたい表現を用いている。“The egg or germ of any animal or plant is essentially a single cell [. . .] the egg is a cell set apart for a peculiar and special purpose, that of the reproduction of the race [. . .].” (355-56) この中の “any animal” という表現は、まず修辭的に言っても人間を含むはずではある。しかしそれ以前に、本論註2で挙げたものも含めた「人種問題 [the Race Problem]」を論じる記事・論文が連日のように雑誌上を賑わしていたこの時期に、動植物研究の専門誌ではなく *Harper's* のような文芸誌の読者が “the race” という表現から何を想起するか、この文章の著者ならびに雑誌編集者が何の予見性も持っていなかったとは考えにくい。更に、「体細胞 [body-cells]」と胚細胞の区別を論じて、ウィルソン博士はこう続ける。

It is [germ-cells] which are charged with the work of reproducing the race [. . .] the germ-cells form a kind of reserve fund, as it were, which hands on the characters of the race to future generations. The body-cells are not continuous things [. . .]. But the germ-cells are continuous elements; they are perpetually handed on from one generation to another. (359)

換言すれば、この論において著者は、「人種」的特長は「遺伝」により永久に保存され伝達される、と述べていることになる。この2年後の1893年に *North American Review* に掲載された “The Lesson of Heredity” と題された記事でも、その著者ウィリアムズ [Henry Smith Williams] は “[. . .] through environment, primarily, are the changes wrought: through heredity [. . .] is the stability of the race maintained.” (352) としており、ウィルソン論文と同様の論理を用いていることが分かる。

こうして、「色」から「血」へと移動させた論点を「遺伝言説」によって「科学的」に理論武装させることにより、「見た目」を問題とせずにある人間を「人種」分類上「有色人」と規定することが可能となり、これによって「人種」は、不可視でありながら抹消不能でもある刻印のように人間の身体に固着させられることとなった。この議論を、当時のアメリカに名立たる文芸誌である *Harper's* 誌上で展開したウィルソン論文に関しては、その内容と発表媒体以外にも注意を喚起せずにおけない点が更に二つ存在する。すなわち、この論が発表された当時の同誌の編集者はウィリアム・ディーン・ハウエルズその人であるということ、更にこの論は、以

下で検討の対象とする彼の『至上の義務』と同号の同誌に掲載されている、ということだ。⁸ この中編作品の内容にウィルソン論文がどれだけの直接的な影響を及ぼしたのかをつぶさに知る術はないものの、この作品も「有色でない有色人」女性を中心とした物語であることを考えれば、検討を加えないまま両者を無関係として片付けてしまうことが必ずしも正鵠を得ているとは思えない。

5 「遺伝言説」と『至上の義務』

まず、ハウエルズは到底あからさまに「人種主義者」と呼びうるような人物ではない。盟友であるトウェインや自身の妻エレノアとは異なり、“a wicked, wonton thing”⁹ と彼が呼ぶ米西戦争にも第二次ボーア戦争にも明確に反対した彼は、ダンバー [Paul L. Dunbar] や チェスナット [Charles W. Chesnutt] といった「有色人」の作家・詩人を進んで「発掘」しただけでなく、晩年には1909年の全米有色人種向上協会設立も支援している。しかし『至上の義務』に関しては、ニーラッドが指摘するように “[...] rather than exposing the absurdity of the one-drop rule, Howells’s novel undergirds its authority.” (825) という事実¹⁰ も否定し難ければ、“[...] Howells’s novel serves as a superb example of the ways and means of racial construction as well as the production and replication of race ideology.” (830) という批判にも一定の妥当性を認めうる。このニーラッドによる批判の妥当性をひとまず認めた上で、ここではこのテキストにおける“race ideology”が、前節でその輪郭を辿った同時代の「遺伝言説」をどのように消化した上で機能しているのか、という点に絞って検討することとしたい。

このテキストの中心人物であるオウルニ [Edward Olney] は、“a specialist in nervous diseases” (11) である。この設定により、“a man of science”とも言及される彼が語る「遺伝」に関する議論には、「科学的」な響きを加えられる。姪であるロウダ [Rhoda Aldgate] の「血」の秘密を持って余し思い悩むメレディス夫人 [Mrs. Meredith] に“heredity”に関する見解を求められ、彼は以下のように語る。“Heredity is a good deal like the germ theory. There’s a large amount of truth in it, no doubt; but it’s truth in a state of solution, and nobody knows just how much of it there is.” (36-37) 更に姪の“atavism”を密かに憂慮する夫人にそれとなく意見を求められると、その現象の現実性に疑念を呈し、その根拠を次のように論ずる。“Because the chances are so enormously against it. The natural tendency is all the other way, to the permanent effacement of the inferior type.” (37-38) こうしてスペンサー的「遺伝」解釈¹¹を披露するオウルニは、物語の冒頭で「ニグロ」や「混血の人間」に対

して最頂目であるように描かれるものの、その実このように彼らを明確に「劣等」と捉えているのであり、だからこそ「黒人」全体を弁護する持論を展開した後も、自分の話した内容に対する“grotesqueness” (27) を自覚できてしまう。その彼が、夫人からロウダの「血」に関する知識を与えられた後、自分を“a turmoil of emotion for which there is no term but disgust” (43) の中に見出し、“[. . .] before he felt pity he felt repulsion [. . .]” (44) ともされること自体に、何の不思議もない。むしろ、内心明確に「有色人」を嫌悪するオウルニが、このテキストで「有色人」とされるロウダを最終的に妻とすることの方が、省察を要するだろう。

これには、勿論ロウダが同時代の「有色でない有色人」女性人物の例に漏れず、以下に引用するように見事なまでの「白人」的な外見上の美しさを備えた人物として描かれていることも、無関係ではないだろう。

[. . .] her slender height, her rich complexion of olive, with a sort of under-stain of red, and the inky blackness of her eyes and hair. Her face was almost classic perfection [. . .]. (16)

しかし彼女がテキスト内で「有色人」として扱われていることは事実であり、その上このテキストのもつ人種主義的性格も、見逃しようのないものだ。¹² では、「血」によってテキストが「有色人」と規定するロウダを、銜学的人物オウルニはいかにして求婚相手として再定位するのか。この点に注目しようとする時、「遺伝言説」が思わぬ形で作用していることに気付かされる。

ロウダとの最初の邂逅の後に“sunny sparkle of her looks”を詳細に思い返して賞玩する際、オウルニは彼女の“personality”以上に“his sense of her wearing [. . .] family face”を思い出す。そして性格は“of Miss Aldgate’s own invention”と考える一方、その顔は「遺伝 [was inherited]」なのだと、彼は感じるのである (16)。ロウダの「血」についての知識を得た後も彼女の顔を“the inherited woe” (102) と呼び、彼女の美しい顔に限って「遺伝」と結びつけて捉えるオウルニが、上の引用が示すように視覚的には捉えられていない / 捉えられるはずのない遺伝性をそこに読み込んだ末、物語の末尾近くで到達するのは、一見神秘的とさえ思える以下のような思考である。

[. . .] the remote taint of her servile and savage origin gave her a kind of fascination which refuses to let itself be put in words: it was like the grace of a limp, the occult, indefinable loveliness of a deformity [. . .]. (133-34)

この奇妙な文章を、またその伏線となるロウダの顔と「遺伝」との連関を支える論理を敷衍すれば、以下ようになる。すなわちこれは、たとえ不可視であろうと「人種」的特質は「遺伝」により抹消不能なものとして永久に保存されているという、ウィルソン論文的な「遺伝言説」の援用により初めて可能となる論理である、ということだ。視覚によっては捉えうるはずのない半ばエキゾチックな「人種」性を、「遺伝」を足掛かりにロウダの顔に幻視したその上で、欲望の対象である美しき女性を結婚という形で自分の側に包摂するため、彼はその「人種」性を「畸形」的な「定義不能の愛らしさ」に都合よく読み替える。かくして、彼女をその腕に抱いたオウルニが“[...] as if he had literally rescued her from her own thoughts of herself.” (150) と感じたとする偽善的な一文によって、このテキストが「有色人」と「白人」と規定する二人の社会的結合は、成就する。

しかしこのテキストは表面上も、そして論理上も、決して大団円には終わらない。テキストの最後には、イタリアにおける2人の新生活を描いた短い一節が置かれるが、オウルニの説得によって「有色人」であることを隠すロウダは罪の意識から塞ぐことが多くなり、その生活は決して幸福と言い切れるものではない。この一節の中にある次の一文は、上でもみられたこのテキストの都合のよい包摂の論理が過剰に推し進められることにより、自己解体に至ることを示している。

He knew that in her hours of despondency there was that war between her temperament and her character which is the fruitful cause of misery in the world, where all strains are now so crossed and intertangled that there is no definite and unbroken direction any more in any of us. (150)

この引用中の where 以下の節は、「有色でない有色人」として苦悩の中にあるロウダを“strain”の上でオウルニの側に包摂するだけではなく、論理上、オウルニ自身がロウダの側に、つまり「有色でない有色人」の側に属していることも意味してしまっている。すなわち、ロウダと同様オウルニにも“servile and savage origin”があることを、論理上、意味してしまっているのだ。

「人種主義者」とは言い難いリアリズム作家ハウエルズによるこのテキストは、それが「有色人」と規定している美しき女性の「白さ」や「白人」との視覚上の弁別不可能性を「リアル」に描けば描くほど、その「有色人」がいかに「有色人」らしくないかを、その人物がいかに「有色人」としては「非-リアル」であるかを浮き彫りにする。それにも関わらずこのテキストは、「色」や「見た目」では結びつか

ないはずのものを、「血」によって、更には「遺伝言説」によって、結びつけてしまうのだ。更にこのテキストはまた同時に、欲望の対象だけは都合よく自分の側に取り込もうとするような“race ideology”の生産・再生産のみならず、その論理上の自己解体をも刻み込んだものとなっているのである。

6 「色」と「血」と「遺伝」の果てに

ザックらがその著作において、こうした「血」や「遺伝」を利用した「人種」を巡る政治学を破壊するような論を展開していることについては、既に触れた通りである。しかし「色」や「血」や「遺伝」が科学的人種主義言説空間内で占めていた位置を、単に別の何かで置き換えることでその図式自体は温存させようとする試みは尽きていない。本論が先駆的論者と位置づけたニールラッド自身、「有色でない有色人」の登場する19世紀末小説であるフランシス・ハーバーの *Iola Leroy: Shadows Uplifted* (1892年) に関して論じ、こう主張している。“[...] Iola [is] white because [she has] been socialized into that socioeconomic position.” (836) その論を通じて「白」か「黒」かを本質的に捉えることを拒否しておきながら、最終的に「社会的・経済的」に「白人」と捉え直す必要が、果たしてどれだけあるだろうか。

California Law Review 誌上で、それまでの「人種」のカテゴリー化の方法を“ad hoc procedures” (1283) と非難しながらもフォード [Christopher Ford] が認めているように、アフーマティヴ・アクションのような「人種」に意識的な公共政策を実施するためには、何らかの線引きが必要なのは事実だろう (1285)。では、プロゴルファーのタイガー・ウッズ [Tiger Woods] のように自分を“multi-racially”に捉えることこそが評価に値する姿勢なのだろうか。¹³ しかしこれは、*Michigan Law Review* 誌でのハックマンの言葉を借りれば、「人種」を「再一生物学化 [rebiologize]」(1224) しているに過ぎないのではないだろうか。では、「人種」という言葉が指し示すのは生物学的なものではなく、更にはウォルター・マイケルズ [Walter Benn Michaels] の言うように「社会的構築物 [a social construction]」でもパフォーマティヴなものでもなく、単に「間違い [a mistake]」に過ぎないのだろうか (246)。こうした問いに対する解答を用意する試みは本論の趣旨を逸脱したものとなるため中絶し、代わりにある訂正をもって本論の結語としたい。ハックマンは、ごく最近においても「黒人」であるために陰湿な差別を受ける人々がいるという実例を挙げた上で、こう述べる。“Race still matters.” (1265) そうではない。“Race”ではなく、“Racism”が問題なのだ。この違いは、決して小さくはないはずである。

註

- 1 クリスティン・ハックマン [Christine Hackman] の論は、この「ルール」の歴史的・法制的側面についての詳細な記述を含んでいる。
- 2 年代順に数例を挙げれば、牧師であるウィルソン [J. Wilson] による雑誌記事“Pre-adamites” (*New Englander and Yale Review*. 40 [1881]: 288)、*North American Review* (142 [1886]: 439) 掲載のダグラスによるエッセイ“The Future of the Colored Race”、ハーヴァード大の古生物学者シェイラー [Nathaniel Shaler] による“Science and the Negro Problem” (*Atlantic Monthly*. 66 [1890]: 41) など。
- 3 1890年にはトウアジェー [Albion W. Tourgée] の *Pactolus Prime*、91年には本論で扱う *An Imperative Duty*、92年にはフランシス・ハーバー [Francis E. W. Harper] の *Iola Leroy*、94年にはトウェイン [Mark Twain] の *Pudd'nhead Wilson* が出版されている。ケイト・ショパン [Kate Chopin] の *Bayou Folk* (1894年) にも、「混血」の人物と悲劇的運命を辿る女性を扱う2本の短編が収録されている。
- 4 無論これは「遺伝子」という語が造られたと同時に遺伝子なるものが突如発生したことを意味するのではなく、メンデルの仮定していた因子にこの名が与えられたに過ぎない。
- 5 この時期にはまだ“genetics”という言葉はないため、“heredity”ないし“inheritance”と呼ばれるものをここでは指している。
- 6 その症例というのは、アルコール飲料を口にしていない（または全くの禁酒家）にも関わらず、何らかのきっかけで重度の酩酊の様相を呈するというものである。クロザーズは、そこで挙げられている4つの具体例のいずれの場合でも、その人物の父親や先祖が大酒飲み/アルコール中毒者であったことが判明した、と論ずる。
- 7 1883年の *Atlantic Monthly* 誌に掲載されたホランド [Henry W. Holland] なる論者による“Heredity”と題された論文が「人種」と「遺伝」を関係付けて論じているが、ここでは遺伝はスペンサー的な「適者生存」の枠組みで捉えられている。
- 8 正確を期せば、ウィルソン論文と同じ号に掲載されたのは、この作品が4回に分けて連載されたうちの2回目のものである。
- 9 1898年6月の妹オーレリア [Aurelia] への書簡から (Goodman 339)。
- 10 この点は、ヒロインであるロウダと後見人であるメレディス夫人が交わす以下の会話に明らかである。

“And you mean to say---to tell me---that---that---I am---black?”
“Oh, no, poor child! You are as white as I am---as any one [sic]. No one would ever think---”
“But I have that blood in me? It is the same thing!” (75 original emphasis)
- 11 本論註7で触れたホランド論が *Atlantic Monthly* 誌に掲載される2年前の1881年まで、ハウエルズは同誌を編集していた。1885年から *Harper's* の編集者となる彼が、当時の最有力誌の一つである *Atlantic Monthly* 誌に目を通していたとしても不思議ではない。
- 12 自らの「血」についての知識を得たロウダは、打ちひしがれて一人「黒人」の多く居住する区画を彷徨し、それまで彼らに対して抱いていた好意的な評価を激しい口吻で覆していく。そこでの独白は次のようなものだ。“[. . .] my mother was darker, and my grandmother darker, and my great-grander like a mulatto, and then it was a horrible old negress, a savage stolen from

- Africa, where she had been a cannibal.”(87)“They are animals; they are only fit to be slaves.”(95)
- 13 テレビのトーク番組出演時、彼は“African American”と呼ばれることに異議を唱え、自分は“cablinasian” (Caucasian, Black, Indian, Asianを組み合わせた造語)だと主張した (Watson 242)。

引用資料

- Crothers, T. D. “New Facts in Alcoholic Heredity.” *Popular Science Monthly* 34 (1888-89): 524-35.
- Féré, M. CH. “Morbid Heredity.” *Popular Science Monthly* 47 (1895): 388-99.
- Ford, Christopher. “Administering Identity.” *California Law Review* 82 (1994): 1231-85.
- Goodman, Susan, and Carl Dawson. *William Dean Howells: A Writer's Life*. Berkeley: U of California P, 2005.
- Gross, Ariela. “Litigating Whiteness.” *Yale Law Journal* 108 (1998): 109-88.
- Hackman, Christine. “The Devil and the One-Drop Rule.” *Michigan Law Review* 95 (1997): 1161-265.
- Harris, Cheryl. “Whiteness as Property.” *Harvard Law Review* 106 (1993): 1707-91.
- Howells, William Dean. *An Imperative Duty*. 1891. Tokyo: Kenkyusha, 1976.
- Michaels, Walter Benn. “Autobiography of the Ex-White Men: Why Race Is Not a Social Construction.” *The Futures of American Studies*. Durham: Duke UP, 2002. 231-47.
- Nerad, Julie Cary. “Slippery Language and False Dilemmas: The Passing Novels of Child, Howells, and Harper.” *American Literature* 75 (2003): 813-41.
- Todorov, Tzvetan. “‘Race,’ Writing, and Culture.” *“Race,” Writing, and Difference*. Ed. Henry Louis Gates, Jr. Chicago: U of Chicago P, 1985. 370-80.
- Watson, Reginald W. *Literary Images of the Mulatto in Nineteenth and Twentieth Century American Literature*. Ann Arbor: UMI Dissertation Services, 1998.
- Williams, Henry Smith, M.D. “The Lesson of Heredity.” *North American Review* 157 (1893): 341-53.
- Wilson, Dr. Andrew, F.R.S.E. “What Is Inheritance?” *Harper's* 83 (1891): 355-63.
- Zack, Naomi. *Philosophy of Science and Race*. New York: Routledge, 2002.